

○読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月22日条例第17号

改正

令和3年3月23日条例第5号

読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 前条で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(職員の基準の特例)

- 2 第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、省令第10条第3項に規定する基準については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和6年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則（令和3年3月23日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づく基準により設置されている放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日以降、改正後の読谷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づく基準により設置されているものとみなす。

